
【第11回非常時における事業者間ローミング等に関する検討会】
事業者間ローミング時に取得するデータについて

TCA

^{NTT}
docomo
au

SoftBank

Rakuten Mobile

沖縄セルラー
OKINAWA CELLULAR

報告日：2024/3/1

非常時における事業者間ローミング等に関する検討会／第1次報告書（2022年12月20日）
P10【3-3 利用者に対する丁寧な周知広報】に基づき、事業者間ローミング発動時の実績として
取得・公表が可能となるデータ等について、作業班にて検討しましたのでご説明します。

■非常時における事業者間ローミング等に関する検討会／第1次報告書 抜粋（P10）

- 事業者間ローミングの実績を説明できるようにするため、「ローミング開始までの所要時間」「Visitor 数」「ローミング経由の緊急通報や重要通信の呼数」等のデータを携帯電話事業者等が集計して、公表することを検討する。

取得可能項目について

追加開発・改修等および運用対応等により、取得・公表が可能となるデータは以下 4 項目となります。

公表については、その用途を明確にしつつ、それに沿った公開範囲や公開方法等を含めて、検討会にてご議論いただければと存じます。

項目	取得・公表可能となる項目 ※ 被災事業者が複数の場合には被災事業者毎に取得可能	第 1 次報告書の記載に 照らし合わせた場合の 対応可否	
		フルローミング 方式	緊急通報のみ 方式
1	通信障害等が発生した時刻および事業者間ローミングの開始・終了時刻	○	○
2	救済網に在圏する被災ユーザの端末からの【接続試行数】と【成功数】 ※再接続等による重複もあるが、Visitor数と大きく異なる値と想定	○	○
3	救済網に在圏する被災ユーザからの【緊急通報試行数】と【成功数】 但し、通報先（110/118/119）については判別不可	○	○ ※認証有/無は 判別不可
4	救済網に在圏する被災ユーザの総利用トラヒック量	○	—

赤字：対応不可
青字：対応可能

【被災事業者毎の取得可能例】

A社とB社が被災事業者、C社とD社が救済事業者となる時、以下の形での取得公表が可能

- ・救済事業者C社は、A社ユーザとB社ユーザ、それぞれの総利用トラヒック量
- ・救済事業者D社は、A社ユーザとB社ユーザ、それぞれの総利用トラヒック量